



Human Rights Now



特定非営利活動法人

日本ウイグル協会

ياپونىيە ئۇيغۇر جەمئىيىتى

Japan Uyghur Association

2023年1月19日

## ウイグル人らに対する大規模監視および深刻な人権侵害を助長する日系企業の技術と責任

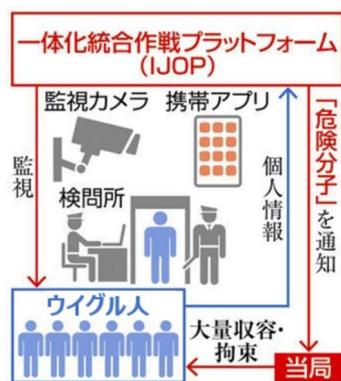
NPO 法人 日本ウイグル協会

認定 NPO 法人 ヒューマンライツ・ナウ

### 1 ウイグル人等のチュルク系民族に対する大規模監視とそれに伴う人権侵害の実態

私たちは、東トルキスタン(新疆ウイグル自治区)でのウイグル人等のチュルク系民族への深刻な人権弾圧の一部を構成する大規模監視に関わったとして米国が制裁対象にした中国の監視カメラ大手企業である『ハイクビジョン』(杭州海康威視数字技術/ Hangzhou Hikvision Digital Technology Co., Ltd.)の監視カメラを分解調査した結果、その監視カメラに複数の日系企業が部品を供給していることを確認しました。

ここ数年間、ウイグル人等のチュルク系民族に対する中国政府の弾圧が著しく深刻化しています。300万以上のウイグル人やほかのチュルク系の人々が、単に民族的及び宗教的アイデンティティを理由に恣意的に拘束され、強制収容施設に収容されています。恣意的に拘禁された人々に対する、肉体的及び精神的拷問、性的虐待、強制労働、強制的な不妊手術、家族の分離、強制失踪、文化的迫害等が日常的に繰り返されていると報告されています。



これらの広範囲で組織的な人権侵害行為は、「一体化統合作戦プラットフォーム(IJOP)」と呼ばれる大規模監視システムによって支えられています<sup>1</sup>。中国政府がウイグル人らを IJOP で常時監視し、大量に収容所へ送り込んでいる実態が、国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)が公開した内部文書で明らかにされています<sup>2</sup>。公開された内部文章では、IJOP の通報により、わずか一週間で約二万四千の“疑わしい人物”を検出し、約一万五千人を収容所に送った恐ろしい実態が記載されています<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 新疆で稼働する大規模な監視システム、Human Rights Watch、2019/5/2

<https://www.hrw.org/ja/news/2019/05/02/329363>

<sup>2</sup> An ICIJ Investigation CHINA CABLES, ICIJ, 2019/11/24

<https://www.icij.org/investigations/china-cables/>

<sup>3</sup> 大規模システムでウイグル族を監視 中国当局の内部文書判明、東京新聞、2019/11/25

米務省は2022年6月、世界各国の信教の自由の現状をまとめた2021年の報告書を発表し、ウイグル人等に対する事態をジェノサイドと明記、ブリンケン国務長官は報告書の発表に合わせた会見で、「中国はイスラム教徒の多いウイグル族やその他の宗教的少数派に、ジェノサイド(特定のグループ全体、もしくはその一部を破壊する目的で行われる集団殺害、およびそれに準ずる行為)や弾圧を続けている」と非難しました。

さらに、イギリス、カナダ、オランダ、リトアニア、ベルギー、チェコ、フランス、アイルランド、欧州連合等、世界各国の10の議会が、米国政府の公式に認定と同様に、ウイグルジェノサイド(或いはその深刻なリスク)を認める決議を採択しています。日本国会(衆議院と参議院の両方)も懸念を示す決議を採択し、日本政府に対して、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施することを求めています。

2022年8月31日、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が報告書を公表し、中国のウイグル人に対する侵害行為は「人道に対する罪を含む、国際犯罪の遂行」に当たる可能性があるとして公式に認めています<sup>4</sup>。2022年10月31日、国連総会の第3委員会(人権)の会合で日米英など50カ国がウイグル人の人権状況に「深刻な懸念」を表明する共同声明を出しました。声明では中国に対し、OHCHRの勧告に沿って拘束されている人の解放や行方不明者の所在などを緊急に明らかにするよう求めています<sup>5</sup>。2022年11月24日、人権問題を扱う国連の委員会は中国に対し、収容施設に拘束されているウイグルの人々を解放するよう求め、被害者に「救済と賠償」を提供するよう勧告しています<sup>6</sup>。また、英国キール大学教授の日本人学者小保方智也国連特別報告者(現代的形態の奴隷制担当)が2022年8月に公表した報告書では、ウイグル人の置かれている状況について、「過剰な監視や移動の自由の制限など、人道に反する犯罪である奴隷状態に相当する可能性がある」と警鐘を鳴らしています。<sup>7</sup> 日本最大の弁護士会連合会(日本の弁護士の約60%が属している)関東弁護士会連合会が2022年5月13日、国際機関による調査の受け入れや被害者救済措置を求める意見書を採択しています。<sup>8</sup>

この一連の深刻な人権侵害は、大規模監視システムなくしては成立しません。2022年5月24日、中国当局が「職業技能教育訓練センター」と呼ぶ強制収容所に関する数万件の内部資料「新疆公安ファイル」が流出<sup>9</sup>、非人道的な人権侵害の決定的証拠が明らかになったことを、世界中のメデイ

---

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/26915>

<sup>4</sup> 中国がウイグル族に「人道に対する罪」の可能性＝国連報告書、BBC、2022/9/1

<https://www.bbc.com/japanese/62747614>

<sup>5</sup> 中国のウイグル人権問題、日米英など50カ国が国連で非難、日本経済新聞、2022/11/1

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN31DGU0R31C22A0000000/>

<sup>6</sup> 中国は新疆ウイグル自治区の拘束者解放を、国連委が勧告、朝日新聞、2022/11/25

<https://www.asahi.com/international/reuters/CRWKBN2SF01J.html>

<sup>7</sup> 「新疆ウイグルで強制労働」と結論 国連報告者「奴隷状態の可能性」、毎日新聞、2022/8/19

<https://mainichi.jp/articles/20220819/k00/00m/030/015000c>

<sup>8</sup> <http://www.kanto-ba.org/declaration/detail/r04op02.html>

<sup>9</sup> 新疆公安ファイル、毎日新聞特設サイト、2022/5/24

<https://mainichi.jp/xinjiangpolicefiles/special/>

アが一斉に報じましたが、日本ウイグル協会による調査では、この「新疆公安ファイル」に含まれる収容者の4分の1が IJOP の通報によるものだったことが明らかになっています<sup>10</sup>。

そして、セキュリティと映像監視に関する世界有数の調査会社 IPVM のレポートによると、「新疆公安ファイル」に含まれる画像解析から IJOP が収容者を割り出す際に、ウイグル人の判別に『ハイクビジョン』のカメラを使っていることが確認されています<sup>11</sup>。BBC放送の映像でもウイグルの強制収容所に『ハイクビジョン』の監視カメラが設置されていました<sup>12</sup>。

私たちは、実際に IJOP が使用していたものと同種の『ハイクビジョン』の監視カメラを分解調査し、複数の日系企業が部品を供給していることを確認しました。詳細は以下の表にまとめました。

No.	企業名	確認された部品
1	ローム株式会社	Memory, u-step System Lens Driver, Linear Regulator
2	TDK 株式会社	Sensor
3	旭化成エレクトロニクス株式会社	Audio Codec Amplifier
4	ザインエレクトロニクス株式会社	LVDS Interface
5	ソニーグループ株式会社	Sensor
6	セイコーエプソン株式会社	Timing Device
7	マイクロン ジャパン株式会社	Flash Memory

この調査結果をもって、企業の問題意識と今後の対応を問う質問状を送付し、企業と市民社会との透明性のある対話を促進するためにも誠意ある回答をお願いしました。その結果、マイクロンジャパン株式会社以外の6社から回答を得ましたが、ほとんどが詳しい調査を行ったとは思えないような内容であり、単に会社の経営方針を述べるだけでした。ジェノサイドや人道に対する罪にあたりと国際社会から問題視されている深刻な問題だけに、それを支える監視システムへの技術・部品供給が確認されている企業が重大な説明責任を負っているのは明らかですが、企業の回答を見る限りでは、事態の深刻さへの問題意識と社会的責任に欠けていると言わざるを得ず、今後の具体的な対応にも期待できないと考えます。

監視システムによって大規模収容が行われていることに鑑みれば、当該監視システムへの技術・部品の供給は、これらの深刻な人権弾圧行為を加担・助長するものと言えます。また、『ハイクビジョン』は、ウイグル人の人権侵害を理由に米国政府から禁輸制裁を受けている（「エンティティ

<sup>10</sup> ウイグル人強制収容 4分の1が監視システムに基づき収容か、産経新聞、2022/8/30  
<https://www.sankei.com/article/20220830-O3FBPOSCGJIDHGUEXTLKTBYTJQ/>

<sup>11</sup> Hikvision Cameras Used to Catch Uyghurs Featured in Xinjiang Police Files, IPVM, 2022/6/14  
<https://ipvm.com/reports/xinjiang-police-files>

<sup>12</sup> Hikvision Cameras Covering Concentration Camps, IPVM, 2019/7/29  
<https://ipvm.com/reports/hikvision-bbc>

一・リスト(EL)」に掲載されている)企業であり、米国政府は更に厳しい制裁である「特別指定国民(SDN)」リストに掲載することも検討していると報じられています。このような状況の中、技術や部品を供給をすることは、『ハイクビジョン』に制裁逃れの手段を提供し、ウイグル人への大規模監視を終わらせるための努力に水を差すことになり、ジェノサイドや人道に対する罪に相当すると指摘されるウイグル人への深刻な人権侵害を助長することに繋がると考えます。

多数の元被拘禁者への聞き取り等の調査を基にまとめた国際人権 NGO アムネスティ・インターナショナルの報告書は、「中国がウイグル自治区全域に世界でも最も精巧とされる監視体制を敷き、実態は強制収容所である巨大な「再教育」施設群を作り上げている」「ウイグルの人たちは、収容所の中でも外でも、世界で最も厳しい国の監視下に置かれている人たちだ」と結論付けています<sup>13</sup>。

## 2 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく国家の義務及び企業の責任

2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業の人権尊重責任を定めています。これは、企業が、自社内のみならず、事業活動が影響を与える範囲、すなわちサプライチェーン・バリューチェーン全体のステークホルダーについて、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、また ILO 中核的労働基準といった基本的な国際人権を尊重する責任です。そのために企業は、これらの国際人権規範に基づいて人権への負の影響を特定し、防止、軽減する人権デュー・ディリジェンス(人権 DD)の実施および救済メカニズムの構築・是正措置を実施することが必要であり、とりわけサプライチェーンが世界各国にまたがるグローバル企業は、指導原則に基づく人権 DD の実施は喫緊の課題です。

一方、国家も企業による人権 DD の実施に対する明確な期待を示し、これを支援することが指導原則で求められています。指導原則自体は、法的拘束力を持たないソフトローですが、指導原則制定後、国家がその義務を果たすためのロードマップを示す国別行動計画(National Action Plan、以下、「NAP」)の制定が推奨されており、日本も2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」<sup>17</sup>を公表し、人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組として、「国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権 DD の促進」を掲げています。加えて、政府から企業への期待表明として、指導原則に沿った人権 DD プロセスの導入、具体的には①人権方針の策定②人権 DD の実施③救済制度の構築及びステークホルダーとの対話の実施が企業への期待として示されています。加えて、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」<sup>14</sup>が公表されました。本ガイドラインは指導原則をはじめとする国際的な基準にしたがった日本企業の人権 DD 実施の促進を目的とするものです。

---

<sup>13</sup> ウイグルでのイスラム教徒迫害は人道に対する罪、アムネスティ・インターナショナル、2021/6/24  
[https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0624\\_9231.html](https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0624_9231.html)

<sup>14</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

上記1で述べたウイグル人等のチュルク系民族に対する大規模監視及びそれに伴う人権侵害が国際人権法に違反することは自明です。したがって、企業は、自社の事業活動とこのような人権侵害との関連性について人権DDを実施し、その結果を開示することが重要です。指導原則では、事業活動と人権侵害との関連性は①惹起②加担・助長③直接関連とに分類されますが、本件では、②加担・助長、あるいは③直接関連に該当すると考えられます。その場合、企業は、助長を回避し、生じた影響に対処する、または、影響力を行使し、人権への負の影響を防止または軽減することが必要となります(指導原則13)。

また、指導原則は企業活動が人権に与える影響に鑑み人権尊重責任を企業に課していますが、それは国家の人権保護義務を軽減するものではありません。企業の人権尊重責任に基づく人権DDは自主的な取り組みだけではその実効性が乏しいことから、世界各国でNAPにとどまらず、イギリスの現代奴隷法(2015)を始め、フランスの人権デューデリジェンス法(2017)、オーストラリアの現代奴隷法(2018)、ドイツのサプライチェーン・デュー・デリジェンス法(2020)など、企業の指導原則上の責任を法制化する動きが加速しています。さらに昨年2月には、EUにおける義務的な人権・環境デューデリジェンスを定めるコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案が発表され、現在、最終的な指令案の採択に向けた議論が進められています。

加えて、EUは、2021年9月、安全保障上のリスクや新興技術への対応能力を強化することを目的とする輸出管理規則を施行し、軍事・安全保障に使用される可能性のある民生品や技術であるデュアルユース品目に対する管理を強化しています<sup>15</sup>。またアメリカ、オーストラリア、デンマーク及びノルウェーは2021年12月、「輸出管理と人権イニシアチブ」<sup>16</sup>を立ち上げ、これはカナダ、フランス、オランダ、英国も支援表明しました。本件のように、輸出製品が意図せずとも人権侵害に加担していることが明らかになった場合には、企業活動による更なる人権侵害を予防するために、国家が該当品目の輸出管理を行うことも必要です。

現在、日本には人権DDに関するガイドラインは存在するものの、強制法規はなく、そのガバナンスギャップが結果的に本件のような人権侵害につながる事業活動の継続を招いています。したがって、日本政府は人権DDの法制化及び人権侵害につながる製品の輸出管理政策について検討を進めるべきです。

以上に基づき、企業及び政府に対して以下を求めます。

#### 企業に対する提言

1. 上記のリストに指摘されている日本企業は、『ハイクビジョン』との取引関係を明らかにし、事業活動による人権への負の影響に対する人権DDを実施し、説明責任を果たすべきである。

---

<sup>15</sup> <https://www.eeas.europa.eu/delegations/japan/>より強固な eu 輸出管理規則が施行される\_ja?s=169

<sup>16</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/8b9a309e1d587ea0.html>

2. 仮に現時点でも技術・部品供給が継続している場合、それがウイグル人への人権侵害に使われていることを明確に否定できない限り、即時に取引関係を断ち切るべきである。
3. ステークホルダーとのダイアログを実施し、自社の取り組みを見直すべきである。
4. 私たちからの質問状について、再度真摯に調査を実施し、誠意ある回答をもって説明責任を果たすべきである。

#### 政府に対する提言

1. 指導原則に基づき、サプライチェーン上の強制労働を含む人権リスクに対応することを企業に義務付ける法制度について検討を進めるべきである。併せて、日本企業の輸出製品が人権侵害に加担することを予防する輸出管理規制について検討を進めるべきである。
2. 国際社会において特に高い人権リスクが指摘されている国・地域に事業上関わっている日本企業に対し、当該国における人権リスクについて十分な情報提供を行うべきである。
3. 本件において、国際社会と協働のもと、中国政府に対し、自国領域内の同国が批准する国際人権条約の遵守の徹底を促すべきである。

資料:企業へ送付した質問事項と、企業からの回答

1. 企業への質問事項

- ① 貴社の『ハイクビジョン』への技術・部品供給がウイグル人の監視に使われていることについて、どのような認識をお持ちでしょうか。
- ② 『ハイクビジョン』は、ウイグル人の人権侵害を理由に米国政府から禁輸制裁を受けている(「エンティティ・リスト(EL)」に掲載されている)企業であり、米国政府は更に厳しい制裁である「特別指定国民(SDN)」リストに掲載することも検討していると報道されています。このような状況の中、貴社が技術・部品供給をすることは、『ハイクビジョン』に制裁逃れの手段を提供し、ウイグル人への大規模監視を終わらせるための努力に水を差すことになり、ジェノサイドや人道に対する罪に相当すると指摘されるウイグル人への深刻な人権侵害を助長することに繋がると考えますが、そのことを認識した上で技術・部品供給をしていますでしょうか。
- ③ 『ハイクビジョン』への技術・部品供給を今後も続けますか。続ける場合、大規模監視の犠牲になっているウイグルの人々に対する企業の責任についてどのように考えているか、聞かせてください。停止する場合、いつまでに停止する方針なのか、聞かせてください。

2. 企業からの回答

No.	企業名	回答内容
1	ローム株式会社	お問い合わせいただいている Hikvision 社については、弊社として直接の取引はございませんが、販売代理店を通じた製品供給の実績があることを確認しております。 しかしながら弊社部品が組み込まれた最終品(監視カメラ)の購入者がどのような用途で使用しているかについては、残念ながら把握する方法がなく認識しておりません。また意図的な人権侵害を目的として該当最終品が製造、販売されたという事実も弊社では確認できておりません。 (残りは省略)
2	TDK 株式会社	当社では個別の取引に関わる内容については開示を控えさせていただくこととしておりますが、TDK 企業倫理綱領において各国・地域の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、ステークホルダーの関心に配慮した企業活動へのコミットメントを明示しています。また「TDK グループ人権ポリシー」において人権の尊重に向けた当社の姿勢を明示し、同ポリシー

		に従いサプライチェーン上の各種調査や監査、ステークホルダーとのコミュニケーション等を実施しております。その過程で、人権に関してこれら当社方針からの逸脱行為があると判断した場合には、是正に必要な措置を講じます。(残りは省略)
3	旭化成エレクトロニクス株式会社	弊社は、「旭化成グループ人権方針」に則り、人権尊重を重視する経営を行っています。 なお、個別の取引状況に関しては開示やコメントをすることはできませんので、いただいた個別質問への回答は差し控えさせていただきます。 (残りは省略)
4	ザインエレクトロニクス株式会社	弊社のお客様において、ご指摘の用途で弊社製品搭載機が使用されている懸念につきまして、真摯に受け止めております。 弊社といたしましては、今後も人権に配慮し、懸念に対してはそのリスクを防止または軽減するための措置を検討し講じることにより、人権尊重に向けた責任ある事業活動と取り組みを継続してまいります。(残りは省略)
5	ソニーグループ株式会社	個別の企業や取引に関するコメントは差し控えますが、当社は、全ての人の国際的に認識されている人権を尊重し、支持しています。また米国輸出管理法を含め関連する法律を遵守して事業活動を行っています。(これが回答全文)
6	セイコーエプソン株式会社	エプソンでは、人権を尊重し、社会的責任を果たし、サプライチェーン内のサプライヤー、お客様、ビジネスパートナーとともに価値観を共有しながら社会を豊かにすることを長年にわたって実践してきました。 これまでのCSRアセスメント調査の結果では、エプソンにおける、児童労働・強制労働・差別等の重大な人権侵害事案は確認されておりません。 (残りは省略)
7	マイクロン ジャパン株式会社	無回答